

各 所 属 長 様

総 務 部 長

令和 5 年度予算編成方針について（通知）

令和 5 年度の予算編成方針を次のように定めましたので、通知します。

1. 国の動向

政府は「経済財政運営と改革の基本方針 2022」において、新型コロナウイルス感染症や、ロシアによるウクライナ侵略、気候変動問題など国を取り巻く環境に大きな構造変化が生じており、輸入資源価格高騰による海外への所得流出、コロナ禍で更に進む人口減少・少子高齢化、潜在成長率の停滞、災害の頻発化・激甚化など、内外の難局が同時に、そして複合的に押し寄せているとしている。

この難局を乗り越えるため、原油・原材料、穀物等の国際価格の高騰や希少物資の供給懸念等に対する緊急対策を講ずることで、経済の腰折れを防ぎ、今後の予期せぬ財政需要には、予備費の活用等により迅速に対応して国民の安心を確保するとしている。

その上で、個々の希望に応じて多様な働き方を選択できる環境整備などの「人への投資」、イノベーション創出の拠点である大学の抜本強化を図るなどの「科学技術・イノベーションへの投資」、電動車の普及やZEH・ZEBへの取組みなどによるグリーントランスフォーメーション（GX）、行政のデジタル化などによるデジタルトランスフォーメーション（DX）等の重点投資分野に官民が連携して取り組むことで、課題解決と経済成長を同時に実現するとしている。

2. 本町の財政状況

本町の普通会計における令和 3 年度決算は、実質収支・単年度収支・実質単年度収支は黒字を維持し、財政構造の弾力性を表す経常収支比率は前年度から 4. 8 ポイント改善し 8 1. 8 %となった。実質公債費比率は 7. 4 %で変動はなく、将来負担比率については 1 9. 7 ポイント改善し 5 1. 5 %となった。

地方債現在高は、平成 1 9 年度以降増加しており令和 3 年度末現在で約 1 1 3 億円となり、その償還に係る公債費は大きな財政負担となっている一方で、特定目的

基金積立金の増加により基金積立残高の総額は増加傾向にあるが、財政調整基金に大きな変動はなく、依然として低い水準にある。

町税については、近年は軽自動車税が堅調に推移しているが、町民税は人口減少等により減少傾向にあり、令和4年8月に総務省が発表した「令和5年度の地方財政の課題」によると地方税は令和4年度と比べ増加傾向になる仮試算となっているものの、感染症の影響も未だ収束が見通せない状況にあるため、その動向は慎重に状況を見極める必要がある。

歳出面については、制度改正等の影響により人件費の増加や地方債の元金償還の開始に伴い公債費が増加傾向にあり、義務的経費の増加に伴い財政の硬直化が進む可能性がある。原油価格・物価高騰の影響も懸念され、特に電気料金は値上げが続いている。また、感染症拡大の影響に伴い新しい生活様式への対応や公共施設等の老朽化対策など、多くの課題に対し計画的な事業展開により推進していかなければならない。

各事業計画に基づき着実に事業を推進する堅実性と変動する社会情勢に伴ってうまれる新たな行政需要に対応する柔軟性の両立により、将来世代の負担にも配慮した持続可能な財政基盤を構築していかなければならない。

3. 令和5年度予算編成の基本方針

養老町まちづくりビジョン（以下「まちづくりビジョン」という。）で掲げるまちの将来像「人があつまり 楽しく生きがいのあるまち」を実現するため、5つの施策と10の戦略を養老町総合戦略に定める主要施策を中心に推進していく。

特に、住民参画・地域資源の活用・持続可能なまちづくりを推進するため、関係人口の創出、子育て・教育環境の充実を図る施策と新食肉基幹市場建設事業を重点的に推進する。

（1）まちづくりビジョンの実現

基本理念の「人と地域を結ぶまちづくり」のもと、まちの将来像を実現するため、「住民参画・魅力活用・持続可能なまちづくり」の考え方により、環境の変化を的確に捉え、効果的な推進を図ること。

・地域自治町民会議の設立と協働の推進

協働のまちづくりを進めるため、「地域自治町民会議と養老町との協働に関する条例」に基づき、地域のことは地域で決められる仕組み「地域自治町民会議」の設立を進めており、「協働の理念」の浸透を図るとともに、より多くの区域において自治町民会議の設立を促していく。

・ 持続可能な財政運営の推進

まちの将来像を実現するためには、限られた財源を効果的・効率的に配分するとともに、新たな財源を確保するための継続的な取組みにより、財政健全化による持続可能な行財政基盤の構築に向けた財政運営を進める必要がある。

令和５年度予算編成については、令和４年度当初予算額をベースとして、令和４年３月に策定した新たな「中長期財政計画」を考慮し、各部局に予算配分を行う。

(２) 行財政改革の推進

第２次養老町行政経営改革プラン（平成３０年度～令和４年度）で定めた基本方針を積極的に推進するため、その考え方を可能な限り予算要求に反映させること。

なお、以下の視点から事業内容の見直しを行い、経費全般にわたって精査することとし、その結果を予算要求に反映させること。

- ① 効果を上げるために最小限の経費となっているか。
- ② 不要・不急のものはないか。
- ③ 類似事業で統合できるものはないか。
- ④ 過剰なサービスになっていないか。
- ⑤ 外部委託することにより、経費を節減できるものはないか。
- ⑥ 委託しているもので、自前でできるものはないか。
- ⑦ 公平性の観点から、受益者負担を求めるものはないか。
- ⑧ 人員削減を想定した予算要求となっているか。